

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 派遣元事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、派遣業務の実施に当たっては、「京都市個人情報保護条例」（平成5年4月1日京都市条例第1号）、京都市情報セキュリティーポリシー及び関係法令を遵守して取り扱う責務を負い、以下の事項を遵守し、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 派遣元事業者は、派遣業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本件派遣業務が終了した後についても同様とする。

(複写又は複製の禁止)

- 派遣元事業者は派遣業務を処理するために京都市こころの健康増進センター相談援助課から提供された個人情報が記録された資料等を、京都市こころの健康増進センター相談援助課の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

- 派遣元事業者は、派遣業務を処理するために京都市こころの健康増進センター相談援助課から提供を受け、又は自らが作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに京都市こころの健康増進センター相談援助課に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、京都市こころの健康増進センター相談援助課が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(派遣労働者への周知、誓約書の提出)

- 派遣元事業者は派遣労働者に対して、在職中及び退職後において、この派遣業務による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに遵守させなければならない。

派遣労働者は、個人情報保護等に係る誓約書を派遣先責任者に提出しなければならない。